地域課題「計画相談支援・障害児相談支援の拡充について」

1 背景

平成24年4月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、障害福祉サービ ス・障害児通所支援を利用するすべての利用者の方に、サービス等利用計画(又は障 害児支援利用計画)を作成することになった。

市内には、現在約4,500人のサービス利用者が存在し、年間約300人の新規利用者 が発生している。サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する指定特定相 談支援事業者・障害児相談支援事業者の体制整備が急務となっている。

2 計画相談支援等の状況(平成 25 年 6 月 1 日現在)

(1)計画相談支援·障害児相談支援事業者数 (単位:事業所数)

事業別	葵 区	駿河区	清水区	計
計画相談支援	7	4	5	1 6
障害児相談支援	7	3	3	1 3

(2)サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成数 (単位:人)

葵区	駿河区	清水区	障害児	計
5 8	5 0	6 6	2 5	199

昨年10月から、本年6月1日まで8か月間のサービス等利用計画及び障害児支 援利用計画の作成数は199件で、1事業所あたりの作成件数は約12.4件である。 さらに1ヶ月の平均作成件数は1.6件/事業所と、事業所指定当初、数箇所であっ たものが16事業所に増加したことを加味しても、低調な数字である。

(3)サービス支給決定者数(平成25年6月1日現在)

(単位:人)

			身体障害	知的障害	精神障害	児童	合 計
葵		区	4 2 4	7 0 9	3 5 7	283	1, 773
駿	河	区	3 1 9	5 0 1	192	198	1, 210
清	水	区	3 2 9	683	284	196	1, 492
合		計	1, 072	1, 893	8 3 3	6 7 7	4, 475
手帕	長所持	寺者	24, 526	5, 345	3, 592		33, 463

3 計画相談支援事業に携わり分かってきた課題点

(1)利用者に対して計画相談を行うメリットと制度の趣旨が十分に周知されていないため、利用希望者が少ない。

〈メリット〉

- ・相談支援事業者から、適切なサービスの組み合わせの提案が受けられる。
- ・一つの計画を基に関係者が情報を共有し、一体的な支援を受けることができる。
- ・本人のニーズに基づく計画を作成することで、本人中心の支援を受けることができる。
- (2) 一定期間ごとのモニタリング(計画の見直し)を行わなければならず、利用者数の増加に比例して仕事量も増え続けるため、事業所で受け持てる利用者数には限界がある。
- (3)事業所指定上、計画立案人員の基準がないため、簡素な計画を数多く立案する事業所、じっくり時間をかけて計画を立案する事業所という事業所間の意識と計画の質に格差が生ずることが懸念される。
- (4)介護保険ケアマネ事業は、内容が定型的、かつ事業所数が多いなど選択肢が多く、 計画の作成に時間を要しないが、障害マネージメントは、利用者個々の障害の様態 やニーズの差異が大きく、オーダーメイドの計画が必要である。また、障害者福祉 サービス等の社会資源は限られており、利用可能なサービス事業所を見つけること に多くの時間を費やしている。
- (5)指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者が事業所単体として安定的に運営するためには、相談支援員1名が毎月15~20件以上の計画作成とモニタリングを行い、さらに自宅訪問や利用する事業所等の調整も行わなければならず、相当困難な状況が推測される。
- (6)計画作成ソフトの導入等による業務の効率化が図れないなど、事業のスケール メリットが発揮されない事業構造である。

4 行政区連絡調整会議における意見

- (1) 現状は、計画案作成に 2 時間、計画書作成に 6 時間、作成案の変更や新規利用者の場合は事業所見学が必要であり、1 日 1 件作成という状況。
- (2)委託相談支援事業所でも作成できるような方法を検討してほしい。
- (3) 暫定的な措置としてサービス利用をしながら計画作成を進めることはできないか。
- (4) ある程度の件数を事業所に振り分けるなど、利用者数の見通しが立てば、事業所として体制を整備し対応ができる。